

第28回

定時株主総会
招集ご通知

目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類／監査報告	34
■ 計算書類／監査報告	40

開催日時

2026年2月20日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時30分)

開催場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo
オークラ プレスステージタワー7階
マイプル

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

証券コード2975

証券コード 2975
(発送日) 2026年2月5日
(電子提供措置開始日) 2026年1月30日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 水永政志

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.starmica-holdings.co.jp/ir/shareholders-meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スター・マイカ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2975」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月19日（木曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- 1. 日時** 2026年2月20日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時30分)
- 2. 場所** 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo
オークラ プレステージタワー7階 メイプル

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第28期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第28期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎当たご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- 事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該書面記載のもののほか上記①～③の事項も含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年2月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネット等で議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月19日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



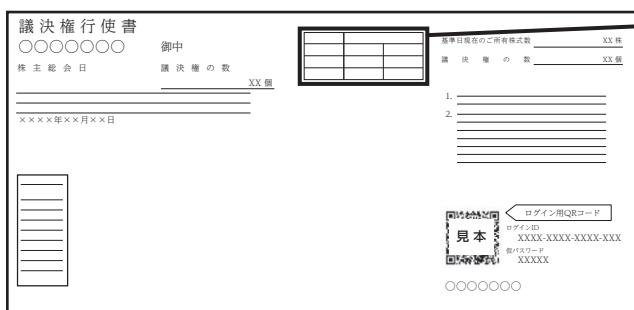
書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年2月19日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第3号、第4号、第5号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）水永政志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格並びに見識ともに優れた者であることを条件とし、指名報酬委員会の決議した人事案を受け、取締役会において決定しております。

本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
みず なが まさ し 水 永 政 志 (1964年10月6日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 男性	1989年4月 三井物産(株)入社 1995年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院 修士課程修了 (MBA) 1995年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 1996年7月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 1998年7月 (株)オフィス扇 (現:当社) 代表取締役社長就任 (現任) 2000年3月 (株)ピーアイテクノロジー (現いちご(株)) 設立 代表取締役就任 2002年2月 スター・マイカ(株)代表取締役社長就任 2014年12月 スター・マイカ(株)代表取締役会長就任 2016年5月 スター・マイカ(株)代表取締役会長兼社長就任 2017年2月 スター・マイカ(株)代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) スター・マイカ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)代表取締役社長	12,083,230株
取締役候補者とした理由		
当社グループの主要な事業会社であるスター・マイカ株式会社設立以来、当社グループの事業をけん引し、経営の指揮及び監督を適切に行ってまいりました。引き続き、その経験、知見及び能力を、当社グループの更なる企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者は、現在、当社の取締役であり、当社は、当該候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とするものであり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が墳補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。当該候補者の再任が承認された場合、当該候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役三枝和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
三枝和 (1967年5月14日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 女性	1991年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 2007年3月 (株)大宅映子事務所 監査役就任 2017年11月 公益財団法人大宅壮一文庫 理事就任(現任) 2024年2月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2025年9月 (株)大宅映子事務所 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)大宅映子事務所 取締役 公益財団法人大宅壮一文庫 理事	600株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コンサルティング会社にて様々な事業会社のマーケティングや人事・組織改革に携わった経験を活かして当社の経営に対して忌憚のないご指摘を行い、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。また、当社のサステナビリティに関連する取組みに対しても有益なご意見を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、三枝和氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 三枝和氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、三枝和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社の監査等委員を含む当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とするものであり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。原案どおり三枝和氏の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

（ご参考）取締役スキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役が特に有する専門性・経験は以下のとおりです。

氏名	社外	独立	性別	取締役が特に有する専門性・経験						
				企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	組織人事・人材開発	テクノロジー	サステナビリティ
水永 政志			男性	●	●	●		●		●
小滝 一彦	○	○	男性			●	●		●	●
矢野 裕史	○	○	男性	●	●			●		
和田 哲夫	○	○	男性		●	●	●			
三枝 和	○	○	女性		●			●		●

（注）「社外」は社外取締役、「独立」は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を示しています。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年5月24日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただきておりますが、以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の決議により決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名（うち社外取締役0名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

（1）改定案

報酬額：年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）

（2）改定理由

経済情勢や経営環境の変化に伴い、取締役の役割と責務が今後さらに増大すると考えられること、取締役体制のさらなる充実の必要性及び中長期での企業価値向上への動機付けとして、主に中長期のインセンティブ報酬部分の引上げが相当であること等の諸般の事情を勘案し、改定するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）の報酬等の額は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されると、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。

また、現在、当該報酬枠の内枠として、2021年2月24日開催の第23回定時株主総会において、対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、同株主総会から5年間（具体的には第24期事業年度から第28期事業年度までの期間）に限った職務執行の対価として、年額200百万円以内、総数年260,000株以内（2022年9月30日開催の取締役会により、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年130,000株以内から260,000株以内に変更済み。）で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをご承認いただいております。

今般、当該期間の満了に伴い、当社の持続的な企業価値向上と株主の皆様との一層の価値共有を図るべく、当該対象期間（5年間）の定めを廃止し、毎事業年度継続的に譲渡制限付株式報酬を付与する制度へと改定を行いたいと存じます。併せて、昨今の経済情勢や経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大や、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ機能をさらに強化する観点から、本改定を行うものであります。

つきましては、第3号議案のご承認を条件として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、第3号議案の報酬枠の内枠として、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の決議により決定いたします。

本議案に基づき対象取締役に対して当該上限株数を10年間継続的に付与した場合の最大希薄化率は、発行済株式総数に対して8.55%程度となり、株式報酬による株主の皆様に対する希薄化を一定考慮した仕組みとしております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名（うち社外取締役0名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とする。

2. 譲渡制限付株式の総数

本議案に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年290,000株以内とする。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社と対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社の取締役又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は当社子会社の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する当該割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 無償取得

一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本定時株主総会終結の時以降、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対しても、対象取締役と同様に譲渡制限付株式割当契約の締結を条件に、金銭債権を当社又は当社子会社の取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2019年5月24日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」という。）につきましても、株主の皆様との価値共有を一層進め、中長期的な企業価値向上に向けた経営の監督機能を最大限発揮させることを目的として、上記の報酬枠（年額60百万円以内）の内枠として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することいたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額を、年額10百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、指名報酬委員会の審議を経たうえで監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

本議案に基づき対象取締役に対して当該上限株数を10年間継続的に付与した場合の最大希薄化率は、発行済株式総数に対して0.29%程度となり、株式報酬による株主の皆様に対する希薄化を一定考慮した仕組みとしております。

現在の監査等委員である取締役は4名であり、第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とする。

2. 謾渡制限付株式の総数

本議案に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年10,000株以内とする。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他謹渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。

3. 謕渡制限付株式割当契約の内容

謹渡制限付株式の割当てに際し、当社と対象取締役との間で締結する謹渡制限付株式割当契約の内容は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する謹渡制限付株式の付与のための報酬改定の件」における対象取締役との契約と同様の内容とする。

以上

事業報告

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の下支えもあり、緩やかに回復しております。一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスク、物価高による個人消費への影響や、金融資本市場の変動等の影響に引き続き十分注意する必要があります。

当社グループの属するリノベーションマンション業界におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構によると、2025年11月度の首都圏中古マンションの成約件数は4,435件（前年同月比38.3%増）と13カ月連続、成約㎡単価は82.22万円（同3.5%増）と67カ月連続、成約価格は5,204万円（同3.6%増）と13カ月連続でそれぞれ前年同月を上回っております。なお、首都圏中古マンションの在庫件数は43,156件（同5.5%減）となりました。

このような市場環境の中、当連結会計年度は、都市部におけるオーナーチェンジ物件（賃借人が居住中の物件）を主軸とした物件購入や、規律ある在庫管理を強化することで、収益性と効率性を意識した経営管理を推進いたしました。

この結果、当社グループ全体で売上高69,158,274千円（前期比23.8%増）、売上総利益12,275,258千円（同25.0%増）、営業利益7,314,015千円（同32.4%増）、経常利益6,156,962千円（同33.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,184,941千円（同34.7%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。なお、売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

（リノベーション事業）

リノベーション事業は、主として賃貸中の中古分譲マンション（左記を投資対象とするファンド等を含む）に対して投資を行い、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、リノベーション等により不動産の価値を向上させて幅広い消費者層へ販売を行っております。

当連結会計年度は、販売活動が極めて好調に推移し、保有戸数が減少したことから、賃貸売上は4,623,650千円（同0.9%減）となりました。販売面では、オーナーチェンジ物件の出口戦略の多角化等が奏功し、販売戸数が増加したことに加え、高価格帯の空室物件の販売も利益率の押上げに貢献し、販売売上は61,389,042千円（同25.1%増）、販売利益率（評価損を含まずに算出）は14.5%（同1.5ポイント増）となりました。

この結果、売上高は66,012,693千円（同22.8%増）となり、営業利益は6,823,659千円（同40.9%増）となりました。なお、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は、89,642千円となりました。

翌連結会計年度につきましては、オーナーチェンジ物件（賃借人が居住中である物件）を主軸とした購入戦略の深化や営業エリア深耕による安定した物件購入に加え、消費者の多様化するニーズに応えるべく、高品質な販売物件供給へ注力する計画であります。

（インベストメント事業）

インベストメント事業は、主として投資リターン獲得を目的に、不動産・事業会社・ファンド等（リノベーション事業の投資対象となる不動産及びファンド等を除く）への投融資を行っております。

当連結会計年度は、営業投資有価証券の一部売却や、保有する一棟収益物件等の売却を行いました。

この結果、売上高は2,168,683千円（同142.0%増）で、営業利益は225,134千円（同37.0%増）となりました。

翌連結会計年度につきましては、事業環境を注視しながら、収益不動産の購入及び販売件数を増加させるとともに、成長企業等への投資機会の模索及び投資先のバリューアップへ注力する計画であります。

（アドバイザリー事業）

アドバイザリー事業は、主として不動産の売買・賃貸仲介、賃貸・建物管理及び金融・不動産分野におけるコンサルティング等の「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。

当連結会計年度は、積極的な営業活動により仲介手数料収入は増加しましたが、コンサルティングにおけるスポット報酬は減少しました。

この結果、売上高は1,876,924千円（同0.9%減）、営業利益は1,021,739千円（同16.9%減）となりました。

翌連結会計年度につきましては、引き続き仲介業務の拡大、賃貸管理業務の収益性向上及び収益機会の多様化等に取組む計画であります。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等は142,237千円であり、その主なものは、事務所増床等による有形固定資産への投資であります。

(3) **資金調達の状況**

当社グループは、2025年5月16日に第三者割当により755,900株の新株式を発行し、699,963千円の資金調達を行いました。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(8) **対処すべき課題**

① **経営方針**

当社グループは、2024年1月12日に公表した中期経営計画「Find the Value 2026」の下、「ヒト」も建物も高齢化しつつある社会において、リノベーションマンションの供給を通じて住宅循環システムの普及・定着に努めてまいります。

中期経営計画「Find the Value 2026」の2年目となる2025年11月期においては、「オーナーチェンジ物件への回帰及び都市部集中戦略」が奏功し、業績は極めて好調に推移いたしました。この結果、1株当たり当期純利益は124.40円（前期比EPS成長率33.8%）となり、期初予想の103.91円を大きく上回る実績を達成しております。また、2026年11月期の計数目標のうち営業利益及び当期純利益を1年前倒しで達成したため、2026年11月期の計数目標として、「売上高847億円」「営業利益92億円」「当期純利益50億円」を新たに設定しました。

(中期経営計画の概要)

イ. 対象期間

2024年11月期から2026年11月期まで（3カ年）

ロ. 企業価値の最大化に向けた戦略

<事業戦略>

- ・オーナーチェンジ物件への回帰
- ・都市部シェア拡大
- ・リフォーム構造改革
- ・販売事業期間短縮（規律のある在庫管理）
- ・ファンド化の推進

<財務戦略>

- ・活用キャッシュの最大化
- ・規律ある成長投資と株主還元

<IR戦略>

- ・IR体制の構築
- ・IR資料 / Websiteの刷新
- ・株主との対話強化

ハ. 企業価値の最大化に向けた目標

- | | |
|---------------------|-----------|
| ・2026年11月期 売上高 | 847億円 |
| ・2026年11月期 営業利益 | 92億円 |
| ・2026年11月期 当期純利益 | 50億円 |
| ・ROE | 12.0%以上 |
| ・営業利益率 | 10.0%以上 |
| ・EPS（1株当たり純利益）成長率 | 14.0%以上 |
| ・販売事業期間 | 1.5カ月短縮 |
| ・OC（オーナーチェンジ物件）回転期間 | 18カ月短縮 |
| ・販売用不動産残高 | 1,000億円以上 |
| ・自己資本比率 | 25.0%以上 |
| ・総還元性向 | 40.0% |
| ・PBR（株価純資産倍率） | 1倍以上 |

② その他の対処すべき課題

イ. 購入・販売戸数の拡大

当社グループは、主力事業であるリノベーション事業の更なる発展へ向け、物件購入戸数・販売戸数を拡大する方針であります。購入戸数拡大においては、18,000戸を超える累積購入実績から培った独自の物件査定手法の一層強化及びエリア戦略の進化（首都圏エリア深掘及び地方中核都市への積極展開）が必要であると考えております。販売戸数拡大においては、お客様のニーズを捉えた商品ラインナップの拡充や、子会社仲介機能の一層の強化が必要であると考えております。

ロ. 財務基盤の強化

当社グループは、不透明な事業環境下においても経営の安定性を維持するため、財務基盤の強化に努める方針であります。具体的には、ストック収入である賃貸総利益の維持に加え、フロー収入である販売総利益の増加に努め、内部留保の一層の蓄積を行うことが必要であると考えております。また、より一層安定した資金調達体制の構築へ向け、取引金融機関の拡大や、多様な調達手法の模索を行う必要があると考えております。

ハ. コンプライアンス体制の強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

ニ. サステナビリティ経営の実現

企業の社会的責任としてサステナビリティ経営が求められ、社会課題解決の取り組みにおいて企業が果たす役割がますます重要となっております。当社グループは、様々な課題を抱えた中古マンションの取得・リノベーション・販売活動を通じ、これらの物件を次の世代へ健全に承継していくことで、人・地域社会・不動産業界・地球環境にとってよりよい価値を創出してまいります。今後も企業成長を通じた社会課題の解決や持続可能な社会の実現への貢献を志向し、環境・社会・ガバナンスの観点に留意しつつ、社会に役立つ事業の創造に挑戦いたします。

(9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第25期 (2022年11月期)	第26期 (2023年11月期)	第27期 (2024年11月期)	第28期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
売上高(千円)	48,211,850	48,877,556	55,849,959	69,158,274
経常利益(千円)	5,418,939	3,921,299	4,607,357	6,156,962
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,709,469	2,664,239	3,106,800	4,184,941
1株当たり当期純利益(円)	107.21	79.59	92.98	124.40
総資産(千円)	90,378,229	94,982,751	102,760,751	115,462,303
純資産(千円)	21,273,774	23,231,308	25,499,546	29,699,793
1株当たり純資産額(円)	634.02	693.58	768.06	872.58

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

- 当社は、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第25期の連結会計年度の期首から適用しており、第25期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スター・マイカ株式会社	300,000千円	100.0%	リノベーション事業 インベストメント事業 アドバイザリー事業
スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザリー事業
スター・マイカ・レジデンス株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザリー事業
スター・マイカ・プロパティ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザリー事業
スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社	36,250千円	100.0%	アドバイザリー事業

- (注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	スター・マイカ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	17,345,235千円
当社の総資産額	20,521,137千円

(11) 主要な事業内容（2025年11月30日現在）

事業区分	事業内容
リノベーション事業	主として賃貸中の中古分譲マンション（左記を投資対象とするファンド等を含む）に対して投資を行い、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、リノベーション等により不動産の価値を向上させて幅広い消費者層へ販売を行っております。
インベストメント事業	主として投資リターン獲得を目的に、不動産・事業会社・ファンド等（リノベーション事業の投資対象となる不動産及びファンド等を除く）への投融資を行っております。
アドバイザリー事業	主として不動産の売買・賃貸仲介、賃貸・建物管理及び金融・不動産分野におけるコンサルティング等の「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。

(12) 主要な営業所（2025年11月30日現在）

① 当社

本社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

② 子会社

スター・マイカ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(札幌支店) 北海道札幌市中央区北一条西三丁目2番地
	(仙台支店) 宮城県仙台市青葉区中央三丁目7番25号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号
	(大阪支店) 大阪府大阪市北区大深町3番1号
	(福岡支店) 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番1号
	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・レジデンス株式会社	(大阪支店) 大阪府大阪市北区大深町3番1号
	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・プロパティ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

- (注) 1. スター・マイカ株式会社は2025年5月31日付で神戸支店を廃止いたしました。
2. スター・マイカ株式会社は2025年6月1日付で大阪支店を移転いたしました。
3. スター・マイカ・レジデンス株式会社は2025年6月1日付で大阪支店を移転いたしました。

(13) 従業員の状況 (2025年11月30日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
リノベーション事業	136名	13名増
インベストメント事業	4	2名増
アドバイザリー事業	43	8名増
全社（共通）	47	6名増
合計	230	29名増

(注) 従業員数は就業人数を表示しております。臨時従業員及び休職者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井UFJ銀行	12,142,288千円
株式会社あおぞら銀行	11,775,046千円
株式会社みずほ銀行	11,279,514千円
株式会社三井住友銀行	8,346,660千円
三井住友信託銀行株式会社	4,403,853千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 84,800,000株

(2) 発行済株式の総数 34,755,900株 (自己株式821,541株を含む。)

(注) 2025年5月16日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は755,900株増加しております。

(3) 株主数 8,186名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
水永 政志	12,083,230株	35.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,138,200	12.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,189,300	6.5
GOVERNMENT OF NORWAY	1,135,200	3.3
野村證券株式会社	782,532	2.3
株式会社日本政策投資銀行	755,900	2.2
RE FUND 107 CLIENT AC	701,100	2.1
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UK PENSION FUNDS EXEMPT LENDING ACCOUNT	662,100	2.0
野村信託銀行株式会社（投信口）	485,100	1.4
MORGAN STANLEY & CO. LLC	386,459	1.1

(注) 当社は、自己株式821,541株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	127,688株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」における「(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

株主への利益還元の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、当事業年度において自己株式217,700株の取得を行いました。

また、2025年4月17日開催の取締役会の決議に基づき自己株式14,516株を無償取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	水永 政志	スター・マイカ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)代表取締役社長
取締役（監査等委員）	小滝 一彦	日本大学経済学部教授 特定非営利活動法人政策評価機構理事長 アズワン(株)社外取締役
取締役（監査等委員）	矢野 裕史	(株)大成C I 代表取締役
取締役（監査等委員）	和田 哲夫	学習院大学経済学部教授
取締役（監査等委員）	三枝 和	(株)大宅映子事務所取締役 公益財団法人大宅壮一文庫理事

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小滝一彦氏、矢野裕史氏、和田哲夫氏及び三枝和氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして内部監査部門を設置しており、同部門が主体となり組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役（監査等委員）小滝一彦氏、矢野裕史氏、和田哲夫氏及び三枝和氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年11月30日現在の執行役員は長谷学氏及び堀大輔氏の2名であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとしています。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、全ての被保険者について、保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しており、株主価値の増大へ向けて持続的な企業成長を実現することに対する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割・責務を勘案しつつ、固定報酬と株式報酬の割合を適切に設定することを方針としております。なお、業績連動報酬は採用しておりません。

報酬付与の時期・条件及び内容については、株主総会決議の範囲内において、取締役会での決議を行うこととしております。また、当社は、コーポレートガバナンス強化の観点から、役員の報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、その委員は取締役会が選定しており、議長は社外取締役が務めております。役員の報酬は、指名報酬委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定しております。当事業年度においては、指名報酬委員会において取締役の報酬等に関する審議を行った上で、指名報酬委員会から答申された報酬額を2025年2月21日開催の取締役会へ上程し、取締役会にて承認されております。取締役会は、かかる報酬額が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬につきましては、2019年5月24日開催の臨時株主総会において、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとする決議を取得しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2019年5月24日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議を取得しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は1名です。

また、2021年2月24日開催の定時株主総会において、当該株主総会から5年間において、職務執行の対価として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、上述の報酬枠の内枠で年額200百万円以内にて譲渡制限付株式付与のための報酬を支給する決議を取得しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は1名です。

当社取締役会決議に基づき、上述の金額の範囲内で金銭債権を支給し、各取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年260,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。なお、2022年9月30日開催の取締役会により、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年130,000株以内から260,000株以内に変更済み。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）としております。

譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬につきましては、2019年5月24日開催の臨時株主総会において年額金60百万円以内とする決議を取得しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） (うち社外取締役)	127,199千円 (-)	15,600千円 (-)	111,599千円 (-)	1名 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	13,350 (13,350)	13,350 (13,350)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	140,549 (13,350)	28,950 (13,350)	111,599 (-)	5 (4)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額が含まれております。

④ 非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。当該報酬の内容は、「2.会社の株式に関する事項」及び上記②に記載のとおりです。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）小滝一彦氏は、日本大学経済学部教授、特定非営利活動法人政策評価機構理事長、アズワン株式会社社外取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）矢野裕史氏は、株式会社大成C I 代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）和田哲夫氏は、学習院大学経済学部教授を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）三枝和氏は、株式会社大宅映子事務所取締役及び公益財団法人大宅壮一文庫理事を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に対する職務の概要
取締役 (監査等委員)	小滝 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会2回全てに出席し、委員長として役員の人事及び報酬案の策定へ積極的に関与する等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>
取締役 (監査等委員)	矢野 裕史	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、企業経営の豊富な経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会2回全てに出席し、役員の人事及び報酬案へ意見を述べる等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>
取締役 (監査等委員)	和田 哲夫	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会2回全てに出席し、役員の人事及び報酬案へ意見を述べる等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>
取締役 (監査等委員)	三枝 和	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、コンサルティング会社での様々な経験に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会2回全てに出席し、役員の人事及び報酬案へ意見を述べる等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議が
あったものとみなす書面決議が5回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 2025年2月21日開催の第27回定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として選任され、同日付で当社の会計監査人に就任し、当社の会計監査人であった有限責任 あづさ監査法人は当該株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,523千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,175千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 上記報酬以外に、当事業年度において、前任会計監査人である有限責任 あづさ監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継関連業務の報酬1,245千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、会計監査人の再任もしくは不再任の議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。そこで中期的には、次のキャピタルアロケーションポリシーに基づき、利益配分については、今後の成長投資を優先したうえで、年2回の中間配当及び期末配当として安定的かつ増配にて実施していくとともに、PBR 1倍割れ等割安と判断する場合に機動的に行う自己株式の取得と合わせて、総還元性向40%を目指します。

(キャピタルアロケーションポリシー)

長期での企業価値の最大化を実現するため、次の5つを基本ポリシーとし、規律ある成長投資と株主還元を実現することを目指します。

- ①ROE向上、株主資本コストの適正水準維持により、企業価値及びエクイティスピレッドの最大化を目指す
- ②自己資本比率を注視しつつ、低コストでの借入を図る
- ③新たな価値を創造するために、成長投資を優先させる
- ④成長投資後の余剰資金については、安定配当・増配を継続する
- ⑤PBR 1倍未満の場合、機動的に自己株式の取得を行い、総還元性向40% / EPS成長14%を目指す

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
(中間配当) 2025年6月30日 取締役会決議	512,280	15.0
(期末配当) 2026年1月13日 取締役会決議	746,555	22.0

次期の配当予想につきましては、年間配当額として当期から8.0円増配となる1株当たり45.0円（中間配当1株当たり22.5円、期末配当1株当たり22.5円）、配当性向30.0%を予定しております。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	110,862,815	流動負債	12,212,393
現金及び預金	3,400,884	営業未払金	1,184,227
営業未収入金	54,702	短期借入金	127,000
販売用不動産	105,029,935	1年内返済予定の長期借入金	7,063,049
その他の	2,378,230	未払法人税等	1,465,859
貸倒引当金	△938	その他の	2,372,257
固定資産	4,599,389	固定負債	73,550,116
有形固定資産	125,558	長期借入金	73,550,116
建物及び構築物	68,192	負債合計	85,762,510
その他の	57,365	純資産の部	
無形固定資産	102,922	株主資本	29,366,195
投資その他の資産	4,370,908	資本金	831,924
投資有価証券	1,870,826	資本剰余金	4,177,526
繰延税金資産	635,010	利益剰余金	24,945,590
その他の	1,867,152	自己株式	△588,845
貸倒引当金	△2,080	その他の包括利益累計額	244,330
繰延資産	98	繰延ヘッジ損益	244,330
社債発行費	98	新株予約権	89,267
資産合計	115,462,303	純資産合計	29,699,793
		負債純資産合計	115,462,303

連結損益計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	69,158,274
売 上 原 価	56,883,015
売 上 総 利 益	12,275,258
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,961,243
営 業 利 益	7,314,015
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	31,663
受 取 配 当 金	0
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	307,996
そ の 他	3,600
	343,261
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,234,336
支 払 手 数 料	234,340
そ の 他	31,637
	1,500,314
経 常 利 益	6,156,962
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,156,962
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,140,569
法 人 税 等 調 整 額	△168,549
当 期 純 利 益	1,972,020
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,184,941
	4,184,941

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江 口 慎太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第28期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月21日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員	小滝 一彦	印
監査等委員	矢野 裕史	印
監査等委員	和田 哲夫	印
監査等委員	三枝 和	印

（注）監査等委員小滝一彦、矢野裕史、和田哲夫及び三枝和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,896,793	流動負債	524,907
現金及び預金	127,070	短期借入金	350,000
前払費用	29,856	未払金	61,896
短期貸付金	2,600,000	未払費用	59,018
その他の	139,866	未払消費税等	13,092
		未払法人税等	40,074
		預り金	825
固定資産	17,624,344	負債合計	524,907
無形固定資産	299	純資産の部	
ソフトウェア	299	株主資本	19,906,962
投資その他の資産	17,624,045	資本金	831,924
投資有価証券	109,899	資本剰余金	14,552,460
関係会社株式	17,478,285	資本準備金	571,924
繰延税金資産	35,859	その他資本剰余金	13,980,535
		利益剰余金	5,111,423
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,086,423
		繰越利益剰余金	5,086,423
		自己株式	△588,845
		新株予約権	89,267
		純資産合計	19,996,229
資産合計	20,521,137	負債純資産合計	20,521,137

損益計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,502,350
営 業 費 用	769,226
営 業 利 益	1,733,123
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	21,219
未 払 配 当 金 除 斥 益	364
21,583	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,510
投 資 事 業 組 合 運 用 損	6,724
支 払 手 数 料	886
13,121	
経 常 利 益	1,741,585
税 引 前 当 期 純 利 益	1,741,585
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	80,663
法 人 税 等 調 整 額	△8,438
72,225	
当 期 純 利 益	1,669,360

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江 口 慎太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月21日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小滝 一彦 (印)
監査等委員 矢野 裕史 (印)
監査等委員 和田 哲夫 (印)
監査等委員 三枝 和 (印)

(注) 監査等委員小滝一彦、矢野裕史、和田哲夫及び三枝和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 7階 メイプル



※ご来場に際しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

●地下鉄の最寄り駅

交通	日比谷線 銀座線／南北線 銀座線	虎ノ門ヒルズ駅 溜池山王駅 虎ノ門駅	出口A2より徒歩5分 出口14より徒歩10分 出口3より徒歩10分
----	------------------------	--------------------------	---

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。